

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 10 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 11 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び札幌市税条例（昭和 25 年札幌市条例第 44 号）の規定により、前年の合計所得金額が均等割が非課税となる基準額（以下「均等割非課税基準額」という。）を超える場合に市民税及び道民税が課されることとは分かったが、請求人は、平成 29 年中に多額の医療費を支払っており、預金を取り崩さなければ生活ができない状況であるにもかかわらず、前年の合計所得金額が均等割非課税基準額を超えたことのみをもって担税力があるとされることは納得できず、処分庁が平成 30 年 5 月 17 日付けで行った平成 30 年度分の個人市民税及び道民税（以下「本件住民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）により、憲法で保障される健康で文化的な最低限度の生活がきなくなるため、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

均等割の非課税の判定は、法及び札幌市税条例で定めるとおり、前年の合計所得金額を用いることにより行うものとされており、合計所得金額から医療費を差し引いた残額でこれを判定する法的根拠はなく、請求人の平成 29 年の合計所得金額が均等割非課税基準額を上回る以上、請求人に対し均等割を課すべきものであるため、本件処分は、適法かつ正当なものである。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

- ア 平成 30 年 2 月 21 日、請求人は、「平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」(以下「確定申告書」という。)を札幌〇税務署長に提出した。
- イ 平成 30 年 5 月 17 日、処分庁は、請求人が提出した確定申告書の記載内容等に基づき、請求人に対し、本件住民税の均等割 5,000 円を課した(本件処分)。
- ウ 平成 30 年 7 月 17 日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分について

請求人の平成 29 年中の医療費は、請求人が提出した確定申告書その他の関係資料から前年より増えていることが認められるが、請求人の平成 29 年の合計所得金額は均等割非課税基準額を超えるため、請求人には均等割が課されることとなり、その額は法及び札幌市税条例に従って適正に算出されており、ほかに本件住民税の均等割を非課税にすべき法令上の根拠は存在しないのであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過(日付は、平成 30 年)

7月31日	審査庁(札幌市長)が、請求人の審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を請求人に通知
8月24日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
9月3日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
9月28日	審理手続の終結(審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知)
10月5日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 審査会調査審議の経過(日付は、平成 30 年)

11月13日	審査庁から諮問
11月27日	第1回調査審議(平成 30 年度第 9 回札幌市行政不服審査会)

第6 審査会の判断の理由

個人の市民税及び道民税の均等割の額は、市民税は3,000円、道民税は1,000円とされているが（法第310条及び第38条）、東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条の規定により、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税及び道民税の均等割の額は、上記の額にそれぞれ500円を加算した額とすることとされている。

このうち個人の市民税の均等割については、市町村は、法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができないこととされている（法第295条第3項）。これを受けた札幌市は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条の3で定める基準に従い、当該金額を「35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）」と定めている（札幌市税条例第19条第2項）。

一方、個人の道民税の均等割については、個人の市民税の均等割を課すことができない者に対しては、個人の道民税の均等割を課さないこととされている（法第24条の5第3項及び北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第24条の2第2項）。

そこで、本件について見ると、請求人の平成29年の合計所得金額は〇円であり、この金額が請求人について算定した均等割非課税基準額〇円（算式：〇）を上回っていることから、処分庁は本件住民税5,000円（市民税の均等割3,500円及び道民税の均等割1,500円の合算額）を請求人に課す本件処分を行っており、本件処分は法令の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

この点、請求人は、平成29年中に多額の医療費を支払っており、預金を取り崩さなければ生活ができない状況であるにもかかわらず、前年の合計所得金額が均等割非課税基準額を超えたことのみをもって担税力があるとされることは納得できない旨を主張している。しかし、医療費の控除（法第34条第1項第2号及び第314条の2第1項第2号）は、法制度上、飽くまでも所得割の算定を行う際に考慮される要素であり、現に本件処分においては、これらの号に定める金額（請求人の平成29年の医療費から算出される額）を総所得金額から控除した結果、所得割は請求人に課されて

いないことが認められる。一方、この医療費の控除は、均等割の算定を行う際に考慮される要素ではなく、ほかに請求人に課された本件住民税の均等割を非課税にすべき法制度上の根拠は存在しないのであって、仮に請求人の世帯の生活維持が困難であり、憲法の趣旨に基づく各種社会保障制度が適用される状況である場合には、当該制度による対応がなされるべきものである。したがって、本件処分を行った処分庁の判断に誤りはないというべきである。

なお、請求人は、本件住民税の均等割が非課税とされた場合には、結果的に請求人の医療費自己負担額の上限額が減額され得ることから、当該均等割を非課税にすることを求めていいるものと解されるが、前記のとおり法制度上の根拠が存在しないにもかかわらず、仮に当該上限額の減額を実現させるために処分庁が当該均等割を非課税にするようなことがあれば、それはむしろ課税の公平性の観点から違法な処分にほかならないものといえる。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 岸 本 太 樹
委 員 鈴 木 光
委 員 林 賢 一